

## 国民年金保険料のお得な前納制度をご利用ください

### 納めるとめると 前納制度のご案内



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

11300円割引  
(納付額9万7990円)

●現金およびクレジットカード納付の場合

- ・2年前納  
1万4830円割引  
(納付額38万7170円)
- ・1年前納  
35200円割引  
(納付額19万4720円)
- ・6カ月前納  
8100円割引  
(納付額9万8310円)

### 1万5千円ほどお得な制度

「2年前納」をご利用いただくと毎月納付する場合に比べて、2年間で1万5千円程度の割引となります。口座振替だけでなく、現金およびクレジットカードによる納付も可能です。

### 令和5年度の前納割引額

令和5年度に前納制度を利用した場合、次のとおり割引を受けられます。

### ●口座振替の場合

- ・2年前納  
1万6100円割引  
(納付額38万5900円)
- ・1年前納  
41500円割引  
(納付額19万4090円)
- ・6カ月前納

### 前納手続きについて

申出書に必要事項を記入し、町住民生活課または、年金事務所にご提出ください。口座振替をご希望の場合は、預金口座をお持ちの金融機関でもお申し込みいただけます。

申し込み期限は2月末です。  
※2年後も現金納付で前納希望の場合は再度申出書が必要です。

### ▼お問い合わせ先

町住民生活課  
☎096・234・1113  
(内線104)

## 国民健康保険被保険者は収入がなくても申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の金額や医療費の自己負担限度額などを算出します。

国保被保険者で前年中(1月～12月)の収入がない人や収入が障害年金・遺族年金のみの人も、必ず申告をしましょう。

### 申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

国民健康保険には、所得額が一定以下の場合、国保税が軽減される措置があります。しかし、申告をしないとこの軽減措置が受けられません。

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われるので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

### 「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できません

町から国保被保険者の皆さんへ配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できません。

医療費控除の計算は、「お知らせ」の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知

らせ」に記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、「医療費控除の明細書」を自身で作成して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は5月に配布します。2月中旬から始まる確定申告では、11～12月診療分の領収証が必要です。保管をお願いします。

### ■期間内に申告をしましょう

町での申告受付期間は2月15日(木)から3月14日(木)までです。期間内に申告することが国民健康保険の適正運営につながります。皆さんのご協力をお願いします。

### ▼お問い合わせ先

町住民生活課  
☎096・234・1113  
(内線108)

## 国保被保険者の皆さん 所得の申告を忘れずに



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

## お知らせ

### 春季全国火災予防運動のお知らせ

春季全国火災予防運動が、3月1日(金)～7日(木)の期間に実施されます。

火災予防運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年実施されています。家庭や職場、地域ぐるみで火の用心を心がけ、火災が起きないように注意を払いましょう。

#### ▼防火標語

『火を消して 不安を消して

つなぐ未来』

## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
(町生涯学習センター)  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
(社)甲佐町社会福祉協議会  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
(クリーンセンター)  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111 (代表)

#### ▼住宅防火10のポイント

##### ● 4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・こんろを使う時は火のそばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、必要なプラグは抜く

##### ● 6つの対策

- ・火災の発生を防ぐためにストーブやこんろは安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく

- ・お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し備えておく
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

#### ▼お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部

☎096・282・1963

### 災害復興住宅融資の借入申込の受付期間が延長

平成28年熊本地震における住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資(建設資金、購入資金、補修資金)」の借入申込の受付を継続しています。お申し込みをご検討の人は、お早めにご相談ください。

#### ▼申込期限

5月31日(金)

#### ▼お問い合わせ先

住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎0120・086・353

### ペットには避妊去勢手術を！

犬は年に1～2回、猫は年に2～3回妊娠すると言われていますが、動物は自分で繁殖をコントロールすることができません。望まれない不幸な命を生み出さないためにも、飼い犬や飼い猫には避妊去勢手術を受けさせましょう。

犬・猫自身の病気の予防やストレス軽減、散歩時のマーキング行為の減少にも繋がります。

#### ▼お問い合わせ先

御船保健所

☎096・282・0016

### 必ずチェック！

熊本県の最低賃金が改定されました。

▼熊本県最低賃金（時間額）

898円

（令和5年10月8日から）

▼特定（産業別）最低賃金

- ① 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ・最低賃金（時間額）

940円

（令和5年12月15日から）

- ② 自動車・同附属品製造業船舶製造・修理業、船用機関製造業
- ・最低賃金（時間額）

965円

（令和5年12月15日から）

- ③ 百貨店、総合スーパー
- ・最低賃金（時間額）

898円

（令和5年10月8日から）

※特定（産業別）最低賃金には適用範囲があります。詳しくはお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

熊本労働局労働基準部賃金室  
 ☎096・355・3202  
 熊本労働基準監督署  
 ☎096・206・9829

熊本城マラソン開催に伴う交通規制へのご協力を

2月18日（日）に「熊本城マラソン2024」が開催されます。

大会当日は、熊本市内一円で長時間にわたり大規模な交通規制が行われます。マラソンコース沿線以外の通行可能な道路においても、かなりの渋滞が予想されますが、「熊本城マラソン2024」の開催に、ご理解とご協力をお願いします。

また、大会当日、熊本市方面へお出かけの際には、公共交通機関をご利用いただくなど、ノーマイカーデーにご協力をお願いします。

交通規制についての詳細は「熊本城マラソンHP」をご確認ください。

▼お問い合わせ先

熊本城マラソン実行委員会事務局  
 ☎096・328・2373

▼熊本城マラソンホームページ



新しい家族を待っています！

ペットを飼おうと思ったとき、保健所や動物愛護センターから保護犬や保護猫を迎え入れるという選択



最新まで大切に飼育していただける方お待ちしております。

▼お問い合わせ先

御船保健所  
 ☎096・282・0016

県動物愛護センター  
 ☎096・380・3310

▼熊本県動物愛護ホームページ

熊本県動物愛護ホームページ



肢があります。県では、譲渡対象となる犬や猫をホームページで紹介しています。詳しくは、熊本県動物愛護ホームページをご覧ください。

上益城広域消費生活相談室

消費生活トラブルの解決に向けて、消費生活相談員が無料で相談を受け付けています。

▶日時 午前9時～午後4時

月 益城町 ☎096-286-3210  
 火 御船町 ☎096-282-1226  
 水 嘉島町 ☎096-237-1112  
 木 甲佐町 ☎096-234-3223  
 金 山都町 ☎0967-72-3133

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	12月	年累計
人身事故	1	12
物損事故	15	183
盗難など	1	7

12月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	+1
原野	11	+2
その他	12	0
合計件数	26	+3

1月15日現在

tax

町税などの滞納処分(12月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	7件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	689,413円

### 「ふるさとの川をきれいにしたい」を応援!

県が管理する河川において、美化活動に取り組みボランティア団体などを募集しています。きれいな川を保つために、皆さんのご協力をお願いします。

ご希望に応じて、軍手やごみ袋などの支給、傷害保険の加入、ごみの運搬・処分などの支援が受けられます。詳しくは、「くまもと マイ・リバー・サポート」で検索!

▼お問い合わせ先

県上益城地域振興局  
土木部維持管理調整課

☎0967・72・1102

### 上益城5町消費生活相談員を募集中

上益城郡5町(甲佐町、益城町、御船町、嘉島町、山都町)では、連携事業として消費生活相談室を設置しており、上益城5町にお住まいの皆さんを対象に消費生活相談を行っています。現在、消費生活相談員を新たに募集しています。選考方法などの詳細はお尋ねください。

▼任用期間

4月1日(月) (または任用の日)

～令和7年3月31日(月)

▼主な業務内容

・消費生活に関する相談対応、あっせん業務

・消費者教育および啓発業務

・その他、消費生活に関すること

▼勤務日数および勤務時間

・週2～3日勤務シフト制

・(土曜日・日曜日・祝日、

年末年始を除く)

・午前9時～午後4時(正午～

午後1時は休憩時間)

▼勤務場所

曜日によって勤務地が異なります。

・月曜日：益城町役場

・火曜日：御船町役場

・水曜日：嘉島町役場

・木曜日：甲佐町老人憩いの家

・金曜日：山都町役場

▼応募資格

次の①～③の要件をすべて満たしている人

①下記のいずれかの資格を有する人

・消費生活相談員(国家資格)

・消費生活専門相談員(独立行政

法人国民生活センター認定)

・消費生活アドバイザー(一般財団

法人日本産業協会認定)

・消費生活コンサルタント(一般財

団法人日本消費者協会認定)

②パソコンの基本操作が可能な人

③地方公務員法第16条各号に該当しない人

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

(内線143)

### 令和6年度熊本さわやか大学校入学生の募集について

熊本さわやか長寿財団では、シニアのための学びの場として、「熊本さわやか大学校」を開校しています。年間40回の講義や学習活動を通して、新たな自分づくり、仲間づくりをしませんか。詳細は、熊本さわやか長寿財団または、町福祉課にお尋ねください。

▼入学資格

県内在住で令和6年4月1日時点で50歳以上の人

▼募集期限

3月8日(金)

▼開催日時

熊本校

毎週木曜日 午後1時30分～

午後3時30分

八代校

毎週火曜日 午後1時30分～

午後3時30分

▼申込み方法

町福祉課窓口においてある入学

申込書にてお申し込ください。

▼お問い合わせ先

熊本さわやか長寿財団

☎096・354・3083

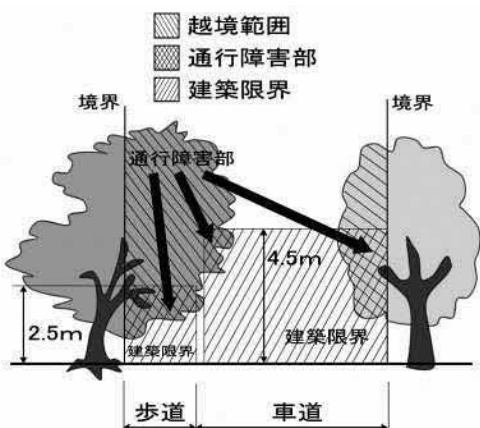
町福祉課

☎096・234・1114

(内線145)

### 民地から道路に張り出している木の伐採のお願いについて

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。よって、道路沿いで樹木を所有されている方は点検を実施していただき、危険な場合は伐採する等の措置を講じていただきますようお願いいたします。





お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・3333・2495

## くらし安全

自転車盗にはツー・ロックが効果的です



ツー・

ロックで盗

難防止

自転車か

ら離れる場

合には、わ

ずかな時間

でも鍵を掛

けましょう。

御船署管内で発生している自転車盗の多くが無施錠の状態被害に遭っています。

鍵を掛けていれば、被害を防ぐことができます。場合も少なくありません。

2つの異なる施錠をする「2ロック（ツーロック）」も効果的です。

▼被害に遭わないために

自転車盗などの乗り物盗のほかに、車上ねらいも発生しています。被害に遭わないためにも次の点に気をつけましょう。

・車から離れるときは、窓も閉め、車内に貴重品などを置いたまま

にせず、必ず携帯しましょう。

・路上にとめず、駐車場・駐輪場を利用しましょう。

・自宅や学校の駐輪場でも、必ず鍵をかけましょう。

・自転車は防犯登録をしましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

(御船警察署内)

☎096・282・1110

引越サービスに関するトラブルにご注意を

大学の新生や新社会人などが一人暮らしを始めるこの時期は、毎年転居時の引越サービスについての相談が全国の消費生活センターに多く寄せられます。

トラブルを避けるため、引越し業者を選ぶ際は、複数の業者から見積りを取り、作業員数や保証等、価格以外についてもよく検討することが大切です。契約時は必ず約款等を確認しましょう。

消費者トラブルでお困りの場合は、「180」にお電話ください。近くの消費生活センター等に繋がります。

▼お問い合わせ先

県消費生活センター

☎096・383・0999

## 令和6年能登半島地震にかかる災害義援金箱の設置について

この度令和6年1月に能登半島で発生した地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

甲佐町では、被災者支援のため下記のとおり義援金箱を設置しております。

いただいた義援金につきましては、日本赤十字社を通じて各被災地にお送りいたします。

町民の皆様からの温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

### ●受付期間

令和6年2月29日(木)まで 8時30分～17時 (土日祝日を除く)

### ●取り扱う金品

現金のみ

### ●受付方法

▶領収書を必要としない方

役場 福祉課窓口、住民生活課窓口、総務課窓口

総合保健福祉センター窓口

甲佐町社会福祉協議会窓口

▶領収書を必要とする方

甲佐町社会福祉協議会の義援金受付窓口にて現金をご持参ください。

### ●お問い合わせ先

町福祉課福祉係 ☎096-234-1114 町社会福祉協議会 ☎096-234-1192

